

### (3) サービス選択・利用方法(契約関係)③－契約関係の当事者

- 現行の認可保育所の利用方式の場合、保護者と認可保育所はそれぞれ市町村と契約関係にあり、
  - ・ 信頼性・安定性が期待できる仕組みである一方、
  - ・ 保護者、認可保育所ともに市町村との関係を重視する仕組みであるため、当事者間でのサービスの質の向上に向けた努力や、ニーズに即したサービスを提供するインセンティブがより働く仕組みとしていくことが課題ではないか。

### (3) サービス選択・利用方法(契約関係)④－利用者の手続負担・認可保育所の事務負担

- 現行の認可保育所の利用方式の場合、
  - ・ 保護者にとっては、市町村に対する保育の利用申込みのみで手続が済み、
  - ・ 認可保育所にとっては、市町村が保護者の希望も踏まえつつ選考を行う仕組みとなっており、保護者・認可保育所の手続・事務負担が軽減されている。
- サービスの必要性・必要量の認定とサービス利用申し込みの手続きを分けた場合、独立した認定により受給権が明確になるが、
  - ・ 利用者は市町村に対する認定の手続と、認可保育所に対する利用申込みと二段階の手続が必要となり、
  - ・ 認可保育所も定員を上回る応募があった場合は、選考等を行う必要が生じるなど、保護者・認可保育所には現行制度よりも手続・事務面の負担が発生するのではないか。

#### (4) サービスの価格

○ 現行の認可保育所のサービス提供の仕組みの場合、公定価格（国が地域等に応じ、サービス費用を定める）であるため、一定の質が確保されやすい。

※ 例えば、定額の利用券による補助の仕組みとし、サービス価格を自由価格（事業者が自由に設定）とすると、価格を通じた需給の調整が図られるが、所得に関わりなく一定の質の保育サービスを保障することが難しくなるのではないか。

また、供給基盤が拡充されるまでの間、需要が供給を上回る地域における価格の高騰や、価格に比し補助額が低く設定され、利用料が高くなる可能性などの問題が生じるのではないか。

#### (5) 給付方法（補助方式）・(6)利用者負担の徴収

○ 現行の方式では、市町村から認可保育所への委託となっていることから、市町村から認可保育所に対して委託費の支払いが行われる仕組み。

※ 利用者と事業者が契約によりサービス提供が行われる他の社会保障制度では、実施主体が利用者に対して補助する構成とした上で、事業者が代理受領する仕組みが見られる。

○ 利用者負担の徴収については、現行の認可保育所の利用方式の場合、市町村が徴収している。

※ 利用者と事業者が契約によりサービス提供が行われる他の社会保障制度では、事業者が徴収する仕組み。